

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

〇〇市長（以下「処分庁」という。）が令和4年3月31日付けで請求人に対してした、法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、徴収決定額560,124円を超える部分については取り消すべきであり、その余の部分については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり述べて、本件処分が違法・不当である旨主張している。

生活保護開始時点では、預貯金の存在の認識がなく、特別子育て給付金の振り込みについて、念のため、他の銀行口座を調べると平成30年から令和3年までの児童手当の預貯金の存在を知ったという事実であったのに、保護開始時点で多額の預貯金を所持していたとされている。それを、不正に保護費を受けとったと言われ、560,224円の返還を求められている。

特別子育て給付金の20万円加算により、預貯金が70万円相当になっていた。預貯金の存在は給付金の確認をするまで知らなかったし、申告の義務についても理解していなかった。自分は偽って受給していない。自分は平成21年より〇〇病で、医師からも自宅療養が必要であると診断される状態だった。生活保護の開始から3週間は体調が悪く、手元にお金がないと落ち着かなかった。

虚偽者として扱われるのが腹立たしく、不正受給かどうかの基準を教
えてほしい。そして、生活保護費の返還及び徴収決定の処分を取り消
す審査請求を願う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分に係る徴収決定額560,124円
を超える部分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服
審査法46条1項の規定を適用して取り消すべきであり、その余の部
分に係る審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用し
て棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月24日	諮問
令和6年10月11日	審議（第93回第4部会）
令和6年11月 1日	請求人及び処分庁へ調査照会
令和6年11月12日	審議（第94回第4部会）
令和6年11月13日	処分庁から回答を收受
令和6年12月 9日	審議（第95回第4部会）
令和7年 1月16日	請求人へ調査照会
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）
令和7年 2月20日	審議（第97回第4部会）
令和7年 3月13日	審議（第98回第4部会）
令和7年 4月15日	審議（第99回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、
以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し
得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持

のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 資料の提供等

法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとしている。

(3) 届出の義務

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 費用徴収額決定

ア 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成 24 年 7 月 23 日付社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知 1」という。) の 3 によれば、法 78 条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合

は、法78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うこととされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知2」という。）のⅣ・4・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」とされている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23の答(3)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

なお、課長通知1及び課長通知2は、いずれも地方自治法254条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法78条の規定の適用

これを本件についてみると、処分庁は、請求人による保護開始の申請に際して、虚偽の申告により保護を受けた場合は法85条の規定により罰せられることがある旨を記載した資産申告書により、請求人世帯の資産状況について申告を求め、保有する資産については全て開示するよう指示したところ、請求人は、金融機関の預貯金については当該申告書に記載せずに申請し、処分庁が当該預貯金を把握したのは、金融機関に対する調査の結果によることが認められる。

請求人は、保護開始申請時に当該預貯金について認識を欠いており、故意に申告しなかったわけではない旨を主張するが、預金口座は、児童手当の振込口座であったものであり、請求人が子供を養育しながら

生活する中で、保護の申請をせざるをえなかったような状況にあって、保護申請から間もない時期に特別給付金の支給状況について請求人自ら市役所に問合せをしていること（請求人反論書）からも、児童手当の支給状況について全く関心を持つことがなかったとは認め難い。そして、保護開始申請時、〇〇病の症状により知的能力の減退等があったと主張するが、その余の資産については、預金残高を確認するなどして子名義のものも含めて申請書に明細を記入して保護申請申請を行うことができていることが認められ（資産申告書）、当該口座について保護申請時に申告していないことについてやむを得ない事情があったということとはできない。

また、「不実の申請その他不正な手段」とは消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれ（1・(4)・ウ）、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに保護の実施機関に届け出なければならぬとされるところ（1・(3)）、少なくとも当該預金口座から35万円を引き出した時点においては、保護申請時に申告していない相当額の預金があることを認識していたにもかかわらず、処分庁に申告することなく保護費を受給していたことが認められる。この点、請求人は、預金を引き出した当時、特に体調が悪く、故意に隠蔽できるような状態ではなかったとするが、特別給付金について自ら市役所に問い合わせを行い、金融機関から預金を引き出すことができていること（請求人反論書）からすれば、処分庁に対して速やかに申告することが特段困難な状況であったとは認められない。

以上のことからすれば、法63条を適用して費用返還を求めることが妥当とされる、請求人に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証され、かつ、保護の実施機関への届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由がある場合には当たらず、上記1・(4)の法令等に照らせば、請求人が当該預貯金の保有を処分庁に対して申告しないまま保護を受けていたことは、本来申告すべき事実を申告せず、不正な手段により保護を受けていたものに当たると言わざるを得ない。

したがって、処分庁が法78条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に当たると判断し、保護開始時点における未申告預貯金残高相当額の費用を徴収することとしたことが不合理であるとはいえない。

(2) 本件処分における徴収決定額

本件処分の際し、処分庁は、〇〇銀行の預金残高を手数料控除前の140円と誤認し、請求人の預貯金額を560,224円と誤って認定したことが認められる。

しかしながら、請求人の〇〇銀行の預貯金額は40円であり、請求人の預貯金額は正しくは560,124円となる。これをもとに算定すると、徴収決定額は560,124円となるべきで、本件処分の算定には誤りがあるといわざるをえない。

したがって、本件処分のうち、560,124円を超える部分については、上記1の法令等に則ってなされたものとはいえないから取消しを免れない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記第3のとおり、請求人が預貯金を隠す意図などないこと、〇〇病による自宅療養の生活により、未申告の預貯金口座について記憶がなく、平成30年から令和3年までの間、継続的に児童手当が振り込まれている事実気付かなかったことなどを主張し、本件処分の取消しを求めているが、請求人の主張に理由があると認められないことは、上記2のとおりである。

なお、審査会は、請求人に対し、上記主張を裏付ける客観的な資料の提出を求めたが、請求人からの資料の提出はなかった。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分のうち、上記2・(2)を除く部分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙(略)